

○経済産業省告示第二百七十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成三十年一月二十二日から施行する。

平成二十九年十二月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～5 「略」</p> <p>6 一時的に<input type="checkbox"/>入国して<input type="checkbox"/>出国する者が携帶し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）<u>第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの</u>のうち、本人の使用に供すると認められるもの</p> <p>7～9 「略」</p> <p>二 無償で<input type="checkbox"/>輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p>	<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で<input type="checkbox"/>輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～5 「略」</p> <p>6 一時的に<input type="checkbox"/>入国して<input type="checkbox"/>出国する者が携帶し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）<u>第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもの</u>のうち、本人の使用に供すると認められるもの</p> <p>7～9 「略」</p> <p>二 無償で<input type="checkbox"/>輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p>

154 [略]

5 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、貨物等省令第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

6・7 [略]

154 [略]

5 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、貨物等省令第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

6・7 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。